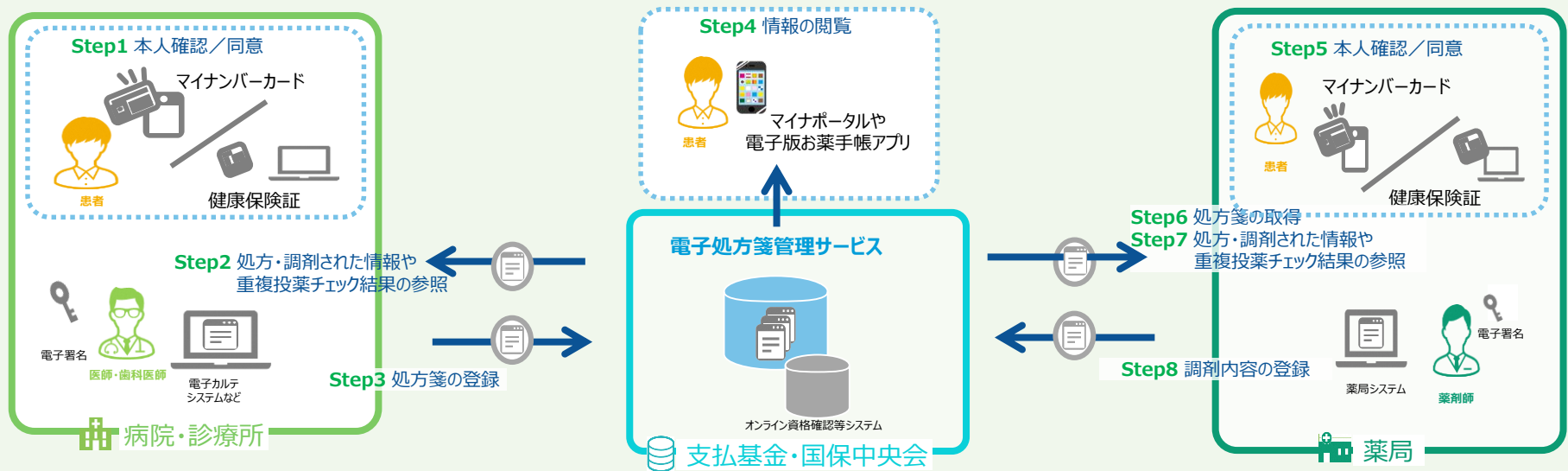


電子処方箋でできること

電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組みを基盤とした「電子処方箋管理サービス」を通して、医師・歯科医師、薬剤師間で処方箋をやり取りする仕組みです。

医師・歯科医師が処方箋を「電子処方箋管理サービス」に送信し、薬剤師がその処方箋を薬局のシステムに取り込み、お薬を調剤します。処方・調剤時には重複投薬や併用禁忌がないかのチェックを実施します。



複数の医療機関・薬局間での情報共有が可能に！

複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができます。重複投薬や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

自分のお薬情報が確認できる！

マイナポータルでご自身のお薬情報を確認することができます。飲み合わせの確認等が可能になり、日常生活におけるお薬関連のリスクを抑えることができます。

診療やお薬の受け取りが便利になる！

処方せんが電子化されるため、処方せん情報を薬局へあらかじめ送ることができます。オンライン診療なども受けやすくなります。

令和5年1月26日から電子処方箋の運用が開始

電子処方箋の運用開始に向けて、令和4年10月から、4地域(山形県酒田地域、福島県須賀川地域、千葉県旭地域、広島県安佐地域)の医療機関・薬局でモデル事業を実施中です。

※モデル事業においては、昨年12月31日までの間に、155,812件の重複投薬等チェックを実施した結果、8,149件がシステムで検知されています。
引き続き、薬剤費削減効果の算出方法を含めて検証を進めていきます。

(医療機関・薬局への普及見込み<令和4年10月時点>)

- オンライン資格確認の運用開始済み**全施設**のR4年度末までの導入意向は**29.6%**、時期未定を含む導入意向は**60.0%**。
- オンライン資格確認の運用開始済み**薬局**のR4年度末までの導入意向は全体で**42.7%**、時期未定を含む導入意向は**75.0%**

令和5年度における加入者1人あたりの月額負担金

加入者1人あたりの月額負担金 : 0.26円

重複投薬・併用禁忌のチェックについて (イメージ)

電子カルテシステムなどにおける処方オーダー入力画面 (イメージ)

処方入力画面

99999999 男性 1966(S41)年5月26日生(56歳1か月) テスト 太郎

患者メモ

2022/7/25・薬剤師名・保険区分

01	調剤基本料		
02	【内服薬】	(内)	
03	カルシウム0.25mg錠	1錠	
04	【内】 分一就寝前	7日分	
05	【内服薬】	(内)	
06	トリゾール錠50	2錠	
07	【内】 分一朝食直後	7日分	
08	【内服薬】	(内)	
09	アスパラギン錠300mg	3錠	
10	【内】 分三朝昼夕食後	7日分	

過去の薬剤参照

重複チェック

会計登録

閉じる



重複投薬・併用禁忌チェック結果画面 (イメージ)
(院内チェック+電子処方箋によるチェック)

チェック結果画面

チェック処理	メッセージ分類	処方薬剤	チェック対象薬剤		メッセージ
			薬剤名	施設名	
電子処方箋	併用禁忌チェック	カルシウム0.25mg錠	トリゾール錠50	自院	本剤の血中濃度が上昇し、作用の増強及び作用時間の延長が起こるおそれがある
電子処方箋	併用禁忌チェック	アスパラギン錠300mg	セファラジン錠25mg	厚労薬局	血清クレアチニン値の上昇のおそれがある

OK

キャンセル

他医療機関・薬局で
処方・調剤されたお薬との重複投薬、併用禁忌の確認が可能に！

Q 1 電子処方箋対応している施設はどういったらわかるのですか

A 1 電子処方箋対応施設であることが分かるポスターが掲示されるほか、今後、電子処方箋に対応している医療機関・薬局については、厚生労働省ＨＰにおける電子処方箋ページにおいて公表していく予定です。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>)

また、民間事業者の医療機関・薬局予約サイト等でも確認できるよう、対応施設一覧データを事業者提供していくこととしています。

Q 2 患者は、マイナンバーカードでの受付において、顔認証付きカードリーダー上で過去のお薬情報の提供に同意するを選択しないと重複/禁忌のチェックはされないのですか。

A 2 電子処方箋対応施設では、本人(患者)の同意有無に関わらず、重複/禁忌のチェックを実施します。ただし、患者からの同意がない場合は、新たに処方・調剤する薬剤の中でどの薬剤が重複/禁忌ありと判定されたかを確認できますが、過去のどの薬剤と重複/禁忌にあたるのかまでは確認できません。

Q 3 紙の処方箋では、重複投薬チェックはされないのですか。

A 3 電子処方箋を導入している医療機関・薬局であれば、処方・調剤したお薬の情報が電子処方箋管理サービスに即時に反映されることから、紙の処方箋であっても重複投薬/併用禁忌がないかのチェックが行われます。

Q 4 今までのオンライン資格確認等システムの薬剤情報の確認とどこが違うのですか。

A 4 電子処方箋の導入により、処方・調剤したお薬の情報が電子処方箋管理サービスに即時に反映されることから、患者の“直近の”お薬の情報まで確認できるようになります。

※ 今までオンライン資格確認等システムでは、レセプト請求の情報をもとにしていたので、過去1ヶ月～3年間前までのお薬の情報を確認できましたが、リアルタイムでのお薬情報の確認は電子処方箋により初めて可能となります。

また、これら直近のお薬の情報も活用し、これから処方・調剤されるお薬について、リアルタイムで重複投薬/併用禁忌がないかをチェックすることができるようになります。

Q 5 マイナンバーカードでなければ電子処方箋は発行できないのでしょうか

A 5 電子処方箋に対応している医療機関であれば、健康保険証を持参いただいた場合でも、患者の方の希望により、電子処方箋を発行することができます。

ただし、マイナンバーカードをご利用いただくことにより、本人同意のもとで過去のお薬の情報を医療機関に提供し、より質の高い医療を受けることができるため、マイナンバーカードの利用を推奨しています。

また、医療機関で電子処方箋を発行してもらった場合で、患者本人が薬局の受付でマイナンバーカードを使わない場合には、電子処方箋と一緒に発行される「処方内容（控え）」に記載されている「引換番号」や健康保険証に記載されている情報が必要になります。